

遊漁者（釣り人）・漁業者のみなさんへ

★ まきえ釣禁止区域等の指導取締り情報 ★

水ノ子島及びその周辺海域は、漁業者にとって重要な漁場となっているため、漁業権やまきえ釣禁止のルールが設けられています。

そのため、下記の期間中、水ノ子島及びその周辺海域を利用する遊漁者や漁業者を対象に、まきえ釣及び漁業権侵害の防止に関する指導取締りを強化します。

（強化期間）

令和 6年6月1日 ～ 令和 6年9月30日

（指導取締対象）

1 まきえ釣禁止区域違反（大分県漁業調整規則第40条関係）

① 指導取締りの場所

水ノ子島灯台を中心に半径1,000メートル以内

② 指導取締りの対象となる行為

まきえ釣（魚などを集める目的でオキアミ、魚貝類、集魚剤などのまきえを水面又は水中に撒いて魚等を釣る行為のこと）

〔大分県漁業調整規則〕

第40条 何人も、次に掲げる区域内では、まきえ釣漁法により水産動物を採捕してはならない。

二 佐伯市鶴見水の子灯台を中心として、半径千メートルの円によって囲まれた海域

〔注〕水ノ子島及びその周辺海域において、まきえ釣により魚を釣った場合は、大分県漁業調整規則第40条違反となり、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処せられる場合があります。

2 漁業権侵害（漁業法第 195 条関係）

① 指導取締りの場所

- ・ 共同漁業権（第 1 種共同漁業権）共第 42 号の漁場区域。
- ・ 共同漁業権（飼付漁業権）共第 98 号の漁場区域。

② 指導取締りの対象となる行為

- ・ 共同漁業権共第 42 号の組合員行使権を有しない者が、当該漁業権の対象であるイセエビ、カメノテ、ヒジキ等の水産動植物を採捕する行為。
- ・ 共同漁業権共第 98 号の組合員行使権を有しない者が、当該漁業権の対象魚であるブリ、イサキ、タイを採捕する行為。

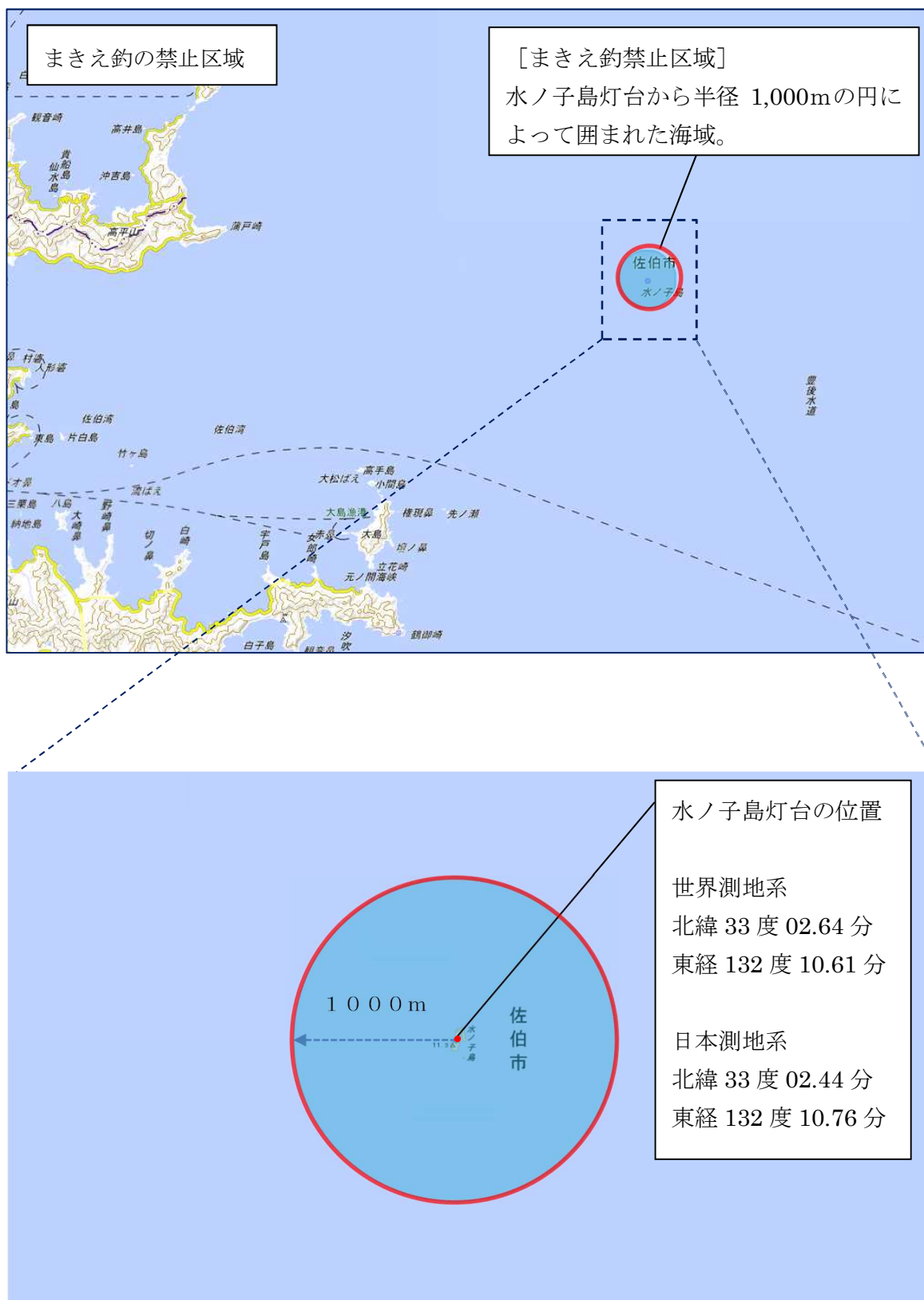
〔漁業法〕

第 195 条 漁業権又は組合員行使権を侵害した者は、百万円以下の罰金に処する。

〔注〕 共第 42 号の漁場区域内において、漁業権対象の水産動植物を採捕した場合は、漁業権を有する漁業協同組合から漁業権侵害で告訴され、100 万円以下の罰金に処せられる場合があります。

〔注〕 共第 98 号の漁場区域内において、ブリ、イサキ、タイを釣った場合は、漁業権を有する漁業協同組合から漁業権侵害で告訴され、100 万円以下の罰金に処せられる場合があります。

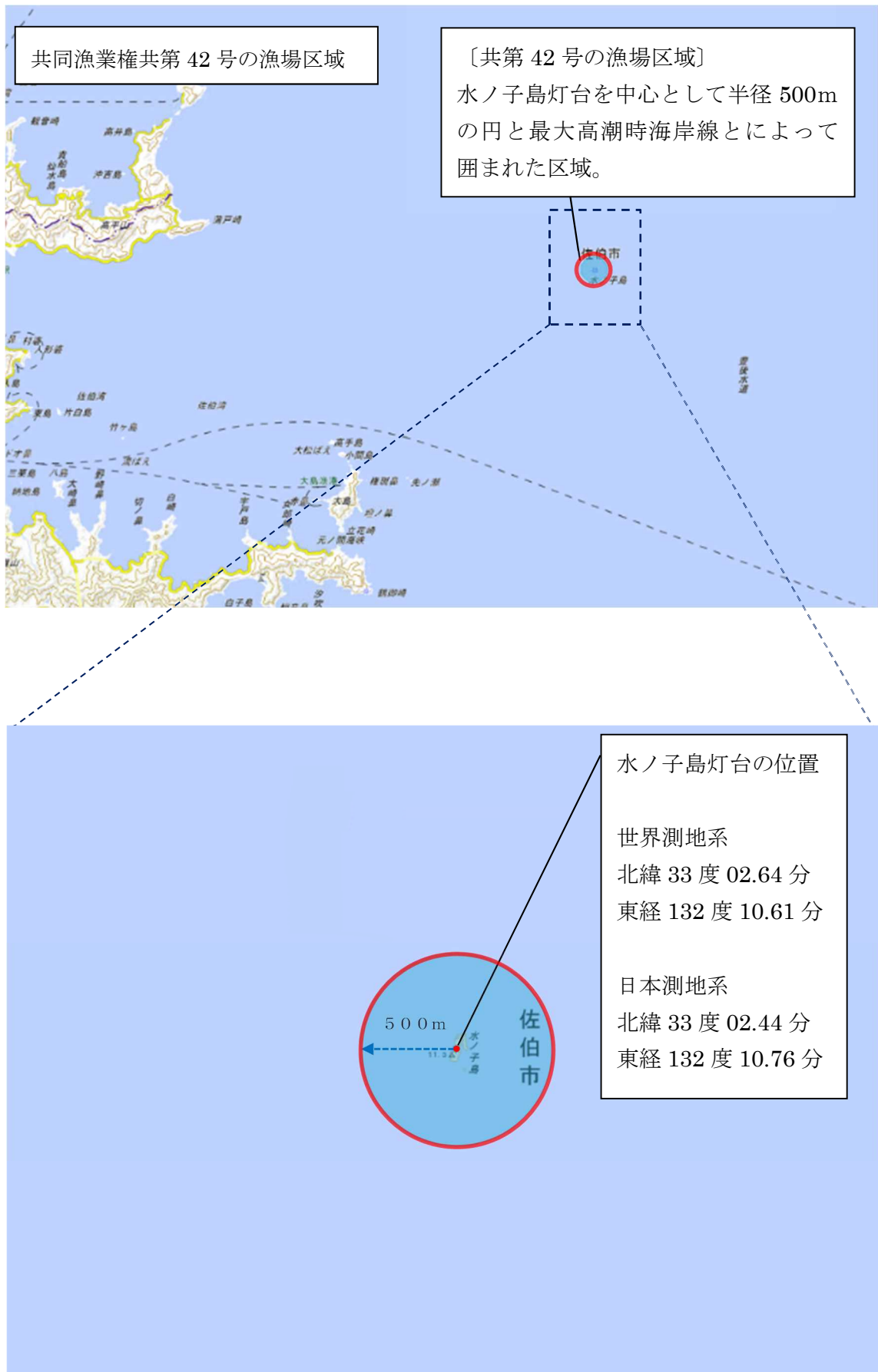
〔参考〕



※出典：海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>)

※海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を加工して作成

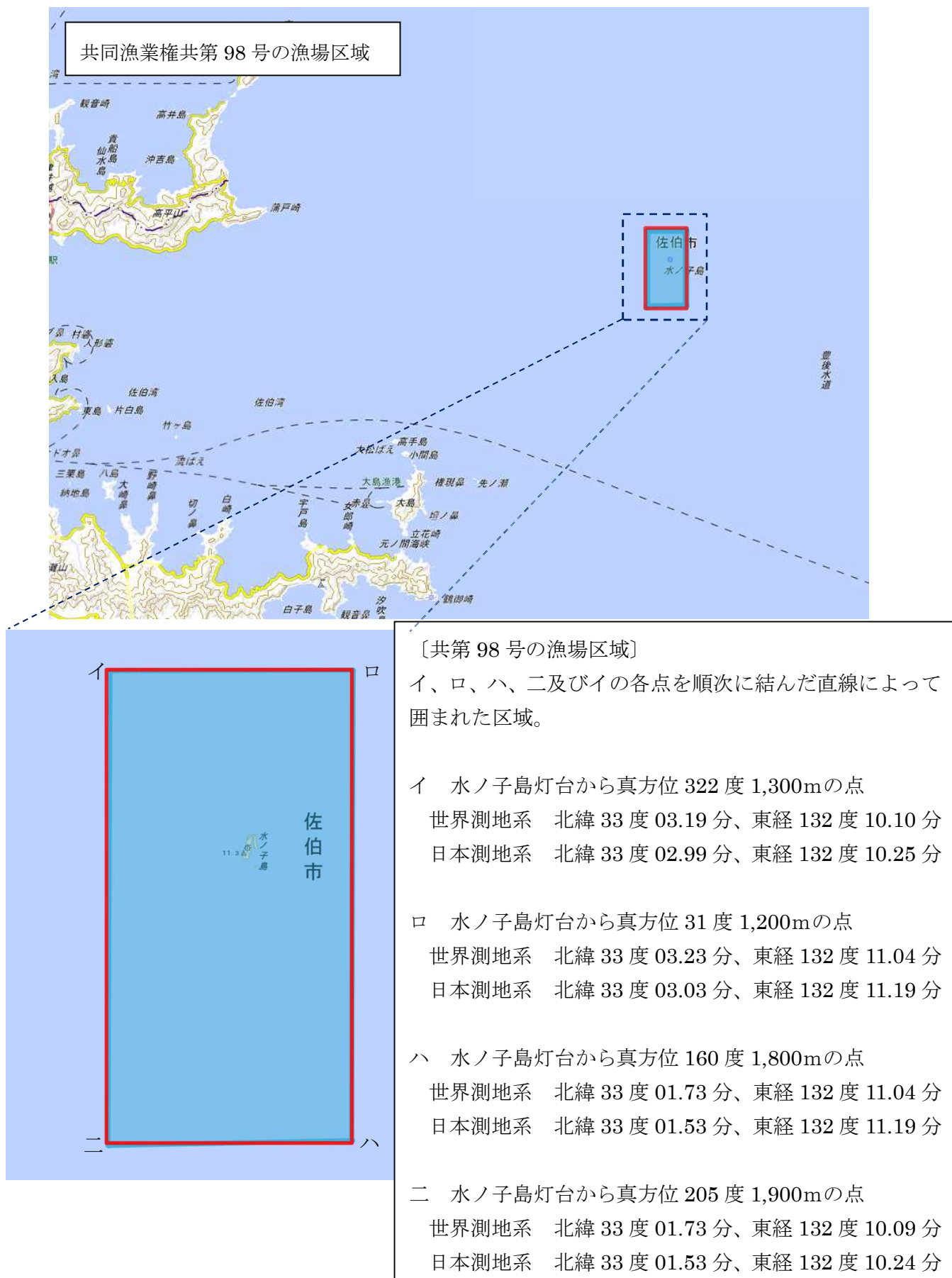
〔参考〕



※出典：海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>)

※海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を加工して作成

〔参考〕



※出典：海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>)

※海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を加工して作成

(注) 水ノ子島灯台及び漁業権の漁場区域を示す緯度、経度はあくまでも参考の数値であるため、自船位置に気をつけて余裕を持って操業及び遊漁をするようにしてください。

(注) GPSの表示は、日本測地系（東京測地系）と世界測地系（WGS-84）があり、測地系が異なる場合、日本付近では数百メートルの誤差が生じます。
GPSプロッタ魚探等の測地系は、メニュー内にある「測地系の選択（変更）」で変更することができます。